

令和3年度中野市青少年問題協議会書面会議 回答内容

協議会委員 16 名中、16 名の回答（100%）

■協議会の廃止について

賛成 16 名

反対 0 名

■廃止についての意見等（賛成とした理由）

【賛成意見等】

- ・「地方青少年問題協議会法」においては、当初、協議会は地方自治体で必置義務だったものが、平成 11 年には任意設置となり、国でも要件を緩和している。これは、協議会本来の役割が希薄化していること意味すると思う。
- ・全国でも、この協議会を廃止する動きが多数ある。
- ・「本協議会を廃止する＝（イコール）市が青少年との関わりをなくす」というわけではなく、他の組織でも十分検討できること、他団体との連携も図れることを考えれば、発展的な廃止ととらえてよいのではないか。
- ・昨今の青少年を取り巻く主な問題は、情報化社会の発展に伴い SNS 上でのトラブルやいじめ、不登校や児童虐待等多様化し、従来のようないわゆる「非行」とは異なり表に見えにくい、複雑なものとなっている。したがって、それらの問題を細分化して専門的に対応しながら協力していくことが大切である。
- ・各機関の連携を進めていただければよいと思います。
- ・時代の変化に伴う法改正の経緯及び計画に位置付けられ協議の場も確保されていることから、本協議会の役割は終えたものと考えます。
- ・それぞれの団体や必要に応じては複数で連携して、その時々の問題に対応できている。
- ・多様化、複雑化している青少年問題については、それぞれの担当部署、各関係機関が専門的見地から取り組んでいくことで問題ないと考えます。
- ・時代の変化とともに、子ども達の問題も多様化している。
- ・現在は学校等でいろいろな問題を把握し、授業の一環として取り組んでいる。
- ・現状にそぐわず他の機関などで取り組みがなされているのであれば廃止が妥当と考える。
- ・田麦にあった有害図書自販機が昨年 5 月末に撤去されて市内に一台もなくなったこともあり、協議会としての役割が終わったのではないか。
- ・青少年問題、非行等については、複雑多様化しており、個別事案毎に関係機関が迅速に対応することが大切と思われ、総合的に包括する協議会は必要ないと思う。

【反対意見等】 なし